

令和6年度 第2回忠岡町環境保全審議会

議 事 録

- 開催日時** 令和7年1月28日(火) 14:00~15:30
- 開催場所** 忠岡町役場3階 研修室1,2
- 出席委員** 【1号委員(忠岡町議会議員)】
今奈良委員、小島委員、三宅委員
【2号委員(学識経験者)】
下村委員、竹中委員、黒田委員
【3号委員(地域代表)】
萬野委員、加藤委員、吉田委員、松阪委員、山川委員、石井委員、
前川委員、勝元委員、内藤委員
以上15名
- 欠席委員** なし
- 事務局** 新城部長、小倉次長兼課長、高木主査、白石主事
- 傍聴者** 0名
- 議 事** 議案第1号(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に係る
市町村長意見について(答申)
- 配布資料** (1)委員質疑書による追加質問・意見について
(2)(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に対する審議会意見について(答申)(案)

(事務局)

それでは皆様おそろいでございますので、只今から令和6年度第2回忠岡町環境保全審議会を開催させていただきます。

本日は公私何かとお忙しい中、審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。産業住民部次長兼生活環境課長の小倉でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは開会に先立ちまして、竹中会長よりご挨拶をいただきたく存じます。竹中会長、よろしくお願ひいたします。

(竹中会長)

会長の竹中でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、昨年に引き続き審議会にご出席頂きありがとうございます。

さて、本日は、(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に係る市町村長意見について、審議会として答申を行うということで、前回の審議会において活発なご審議をいただきましたが、追加の質問・意見があったという事ですので、その内容と、前回の意見をまとめたものに関して、ご審議いただければと思います。委員の皆様には、忌憚のないご意見をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

初めに、定足数を報告いたします。委員定数15名のうち、15名のご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項の規定より、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、委員の紹介でございますが、前回開催時から委員の変更はございませんので、お手元の委員名簿にて、ご紹介に代えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日、事務局からは、産業住民部長の新城、生活環境課の高木、生活環境課の白石、私小倉が参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の審議会は、公開としております。後日町HP及び情報閲覧コーナーにて会議録を公開いたします。つきましては、会議録作成のため、議事については録音させていただきますので、ご理解賜ります様よろしくお願ひいたします。

なお、本日の傍聴希望者はございませんでした。

それでは、議事に移る前に資料を確認させていただきます。本日の資料につきましては、事前に送付させていただいております、「会議次第」、「委員質疑書による追加質問・意見について」、「(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に対する審議会意見について(答申)(案)」の3点でございます。

資料をお持ちでない方、不足のある方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

それでは、議事に移らせていただきます。

これ以降の議事進行につきましては、審議会条例第4条第3項の規定により、竹中会長にお願いしたく存じます。会長、よろしくお願いいたします。

(竹中会長)

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、前回諮問を受けました、(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に係る市町村長意見について、本審議会より答申を行います。それではまず、前回の審議会後に追加で提出いただいた、委員質疑書に対する回答及び対応について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 資料1について説明

(竹中会長)

ありがとうございます。

それでは引き続き、前回の審議会において、答申書のとりまとめについては会長預かりとさせていただいたところですので、事前に送付いたしました資料2のとおり、答申書案を作成いたしました。この内容について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 資料2について説明

(竹中会長)

ご説明ありがとうございます。

答申書案の作成にあたっては、配慮書に対する市町村長意見ということで、事業実施者に対する意見書のような体裁をとっております。それでは、ただ今事務局から説明のありました、追加意見に対する回答及び対応、また答申書案の内容につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

(萬野委員)

今回の審議の内容とは少しずれるかもしれませんが、商工会の立場から意見させていただきます。忠岡町にはまとまった土地がなく、新たな事業者が来てくれない状況です。伸びしろである臨海部を活性化していく意味において、十分な環境保全をしたうえで、進めていただければと考えています。

(竹中会長)

ご意見ありがとうございます。埋め立てた後の土地利用についてのご意見であったかと思えます。他にご意見ございますでしょうか。

(内藤委員)

木材コンビナート協会の立場としましては、貯木場に隣接する企業が、埋立後の土地について優先的に使用できるように持っていきたいと考えているところです。

新天の川が、環境にどのような影響を及ぼすのか、また、(B案について)なぜ全面ではなく90m離しての埋立とするのか、といった事については、今後の環境影響調査等の中でわかってくることとは思いますが、埋立をする範囲の妥当性について、考えていく必要があると考えています。

(竹中会長)

ご意見ありがとうございます。新天の川への環境影響に関して、調査をして方法書以降で示してほしいといったご意見という事で、よろしかったですかね。この内容についても、追加意見として入れさせていただきたいと思いますが、事務局としてはいかがですか。

(事務局)

はい。新天の川の影響については、「1 全体的事項(3)」において、災害・事故等による越流の可能性について配慮すること、といった形で記載させていただいておりますが、方法書の段階でより詳細な調査をするように、といった内容に変更した方がよい、というご意見という事でよろしいでしょうか。

(内藤委員)

もし今後埋立の範囲を広げることができるとなった場合、水面の範囲が狭くなりますが、そのことが新天の川の流量等にどのような影響を与えるのか、といったところが気になるところです。

(事務局)

ただ今の内藤委員のご意見は、今回の配慮書では事業区域がまだそこまで明確にはなっていないなかで、B案において、埋立後に残る水面の面積が今後増減するにあたって、それが新天の川からの水の流量に耐えられるのか、といったご意見かと思えます。「1 全体的事項(3)」について、「新天の川と事業規模の増減によって越流に対する影響がないのか、きっちりと調査されること」といった内容に変えるとよいかと考えますが、会長、いかがでしょうか。

(竹中会長)

「1 全体的事項(3)」のところ、今の内容は入ってくるのかなと思いますが、内藤委員、よろしいでしょうか。

(内藤委員)

はい。

(竹中会長)

では、今後検討していただいて、方法書以降の対応においてまた議論できればと思います。ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

(勝元委員)

今回の配慮書における A 案、B 案、C 案について、B 案を埋め立てる必要があるのかなと思っています。

(事務局)

前回、大阪港湾局より、今後方法書等の手続きにあたり環境影響評価が進む中で、B 案の環境影響が大きいだろうとなった場合は廃止することもあり得る、といった回答がありました。まずは事業実施者の方で、配慮書に続く形で今後の調査が進んでいくものと考えております。

(竹中会長)

大阪港湾局もそうしたご意見については把握されていると思います。今回各案についての環境影響を調べて、今後の事業に続いていきますので、それを見ていただけたらと思います。どの案が一番環境影響が小さいかという事においてはいろいろな観点がありますので、総合的に判断して調べていただければなと考えています。

(下村副会長)

大阪府では、埋立事業で環境アセスメントにおける配慮書手続きをしなければならない基準が 50ha 以上となっています。今回、まだ規模が明確に決定していないという中で、配慮書の段階からアセスメントをして、しっかりと環境に対する影響がどれだけあるのか考えていただいている点については、評価できていると思います。

答申書案について少し気になったのは、A 案、B 案、C 案のどの案に対しても当てはまるような内容になっているなというところです。各案に対して詳細に調査をしてという事ではなく、一つの案に絞った上で次の段階に移るように思えます。全ての案についてそれぞれ評価をしてから、方法書以降の手続きに移るような持って行き方はできないのかな、と考えているところです。

(竹中委員長)

A,B,C 各案についてきっちりと評価して、方法書においては一つの案を選定した理由を記載していただきたいと考えていますが、勝元委員いかがでしょうか。

(勝元委員)

漁師の立場としては、特に B 案については埋立自体やめておいてほしいところではあります。忠岡町のためになるような、事業の進め方を考えていく必要があると思います。

(竹中会長)

環境保全審議会、環境アセスメントとしては、環境への影響についてしか言えない立場ですので、我々としては、この配慮書に対して、環境への影響を正しく評価し進めてください、といったことしか言えないところです。その点についてはご理解いただきたいと思っています。

(黒田委員)

「2 個別的事項 (2)」のところで、意見を追加するようで大変恐縮ですけれども、「活動の場を喪失することのないよう…」と書かれています。人と自然環境が触れ合う場については、喪失しないことは当たり前で、これからはむしろ生み出していくという方向で考えていく必要があると思いますので、可能であれば書き加えていただければと思います。また、この周辺では大津川の自然干潟や阪南二区の人工干潟があるように、大阪府においても、海と人が触れ合う事業を環境部局が積極的にされています。環境に配慮することで、むしろ企業の活性化につながる時代になってきていると思いますので、そうした事業とのバランスを保ちながら、今後の方向性を考えていただければと思います。

(竹中会長)

ありがとうございます。1 つ目に関しては、「2 個別的事項 (2)」の部分、否定的ではなく肯定的に書いた方が良いのでは、という事ですかね。「喪失する…」の部分「生み出していく」という風に書き換えるということは可能ですよね。事務局どうですか。

(事務局)

はい。問題ありません。文言については検討させていただきたいと思っています。

(竹中会長)

もう 1 点が、土地利用と環境配慮を関連させる、といったことですか。

(黒田委員)

海を埋め立てるという事は大阪湾全体のことになってきますので、大阪府がせっかく実施されている環境の取り組みとのバランスをとって事業を進めることが、忠岡町のためになるのではないかと、というのが私の意見です。

(下村副会長)

今のご意見に関連して、埋立をしてしまってからでは、なかなか自然を作り出すために掘りなおしましょうといったことにはならないと思いますので、自然環境に配慮した土地利用を前提とした計画策定について、ひと言書き加えておいた方がよいのではないかと思います。

(前川委員)

少しよろしいでしょうか。

(竹中会長)

どうぞ。

(前川委員)

この埋立については、決定しているのですか。

(事務局)

まだ決定はしていません。

(前川委員)

埋立後の土地利用についてある程度の画がないと、判断できないように思うのですが。

(下村副会長)

私が考えているのは、どのような工場が来るとかの具体的な話ではなく、企業誘致をするゾーン、自然や海と触れ合いの場所のゾーン、それらに至る導線、などといった大きなイメージについて示されれば、評価しやすいのではないかと思います。

(竹中会長)

土地利用については、この環境アセスメントにおいては審議しにくい内容です。事務局の方で何かご意見あればお願いします。

(事務局)

土地利用については、岸和田市と忠岡町が共同で、埋め立てた場合のゾーニングを描くようなことはあったかと思いますが、現時点でこの配慮書に落とし込めるような明確なものはまだないと思われます。そのため、意見として土地利用のことまで求めていくことは、制度上難しいのかなと考えております。

(内藤委員)

岸和田市の方では、B案の部分のそういったゾーニングは既にしていて、令和3年度のビジョンに載っています。

(事務局)

それについては今のところ、B案の部分だけです。内藤委員がおっしゃる事業は、岸和田市と忠岡町が共同でやっている事業で、両市町のまちづくりの部分で進んでいるものです。ただ、今回の埋立事業の主体である大阪府からは、現状それについて発信しているものはないと認識しております。

(三宅委員)

大津川では浚渫工事をしてもらっていますが、町に苦情が入っても大阪府はなかなか動いてくれないところがあります。そういった現状を考慮すると、審議会意見としてこの答申書の書き方は緩いなと思っています。「大阪府の責任のもと」とか、「起きた影響に対して随時対策を行うこと」のような感じで、将来を見越してもっと厳しく書いた方が良いのではないかと思います。

(竹中会長)

仰ることは私もわかりますが、事業者がやることに対して、環境影響ゼロとはいかないまでも、「このような影響が考えられるので、できるだけ影響が少なくなるように調査・検討をしてください。」というような意見を出すのが環境アセスメントにおける我々の立場ですので、なかなかそこまで書くのは難しいかと思っています。

(三宅委員)

事業者に向けての意見書としては、きっちり何らかの基準を設けて、随時責任をもって対応していくようにというような意見を出すことはできるように思いますが。出しては駄目なんでしょうか。

(事務局)

意見として出しては駄目ということはありませんが、今後、方法書・準備書と徐々に事業の概略が見えてくる段階になってきますので、これらの段階でもこういった市町村の意見を出すタイミングはあります。勿論そこで工事をした後の影響に対する事業者の責務についても述べることはできると考えますが、現状、あくまで机上のA、B、Cの案を並べてどれかという段階です。

もし入れるとするならば、一つ提案としましては、答申書の全体事項の上の前文部分の最後の段落について、「以下の事項に留意した上で、事業者の責任の下、環境への影響を回避、提言する必要がある。」と、そこで事業者の責任について書き加えることはできるかと思いますがいかがでしょうか。

(三宅委員)

忠岡町としては、入口の時点から弱腰の書き方をせず、毅然とした態度でいう事は言うといった文言で意見した方が良いのではないかと考えています。

(竹中会長)

では事務局の案のとおり、事業者の責任について書き加えたいと思います。

(下村副会長)

A,B,C案それぞれに対して全てアセスメントをかけて調査するように、ということは意見できないのかな、という様に考えています。費用も時間もかかることなので事業者は嫌

がると思いますが、本来はその上できちんと選んでほしい。それが先に意見であったような、B案を選ぶ理由は何なのかといったところにつながると思います。

(三宅委員)

「A,B,C案それぞれについてきちんと調査するように」と意見を出しておけば、今後もし大阪府がBに絞って進めたとしても、こちらとしては3案全て調査するように言っていたが、事業者が責任をもってBで進めると決めたのでしようと言える。3案全ての調査を行うことについて、明確に書いた方が良く私は思います。

(竹中会長)

この配慮書が今後新しく書き換わって出てくることはないと思いますが、今回の答申書の内容としましては、方法書においては、A,B,C案それぞれについて環境影響を評価し一つの案を選定した理由について明らかにしてください、という旨は書けるかと思います。

事務局どうでしょうか。

(事務局)

今回の配慮書では、A,B,C案を設定して、それぞれ評価項目について定性評価を行った結果B案を選んだ、といった建付けになっていますので、各案を一から再評価しなおさない、というのは、この制度の流れとしては難しいのかなと思います。

ただ、意見として、方法書においては特定の事業区域を選定した理由について明らかにした上で、調査・検討を進めていくことを求めることは可能なかなと考えています。

(竹中会長)

ただ、前回大阪港湾局の方が言っていたように、貯木場内の水の流れについてなど把握されていない部分もありましたので、そのあたりを再評価してください、ということは書けるのかなと思います。

(事務局)

配慮書で検討されていない部分について各案再評価の上、決定した事業区域の理由を明確にするように、といった書き方ができるかなと思います。

(竹中会長)

はい、お願いします。他にはよろしいでしょうか。そうしましたら、いただいたご意見について必要な部分を修正して答申書を作成したいと思います。

今説明しましたA,B,C案の再評価というところと、黒田委員からいただいた、人と海との触れ合いの場について「喪失しないように」から「生み出していくように」といったように表現を変えること、大阪府の自然環境に係る施策に配慮して事業を進めること、また、三宅委員からいただいていた事業者の責任についてのこと、といった4点について、修正をかけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

他、抜けているところありませんでしょうか。

(異議なし)

では、そのような形で答申書を取りまとめて、私の方から町長宛に提出させていただきます。議事としては以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。委員の皆様、審議会の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

(勝元委員)

あ、すみません。

(竹中会長)

はい。

(勝元委員)

最後に意見として、埋立が決まっているかのような話になっているが、私は反対です。漁師としては働くところが減ることになる。やめておいてほしい。

(竹中会長)

この事業については、大阪府の方から住民向けの説明は行われるのでしょうか。よく環境アセスメントでは地元住民向けの説明会が行われますけれども。

(事務局)

方法書の段階で行われるかと思います。

(竹中会長)

環境アセスメントの難しいところですが、この場で賛成反対を表明することはできないんです。住民説明会とかそういったところで反対するしかない。私たちの立場で出来るのは、この事業を進めたら環境にどんな影響がある、だからこういう点についてきちんと配慮して計画を立てなさいよ、といったことを意見することだけなんです。反対する場合は今後他に設けられると思いますので、そちらでお願いします。

ご意見ありがとうございます。それでは、事務局にお返しいたします。委員の皆様、ありがとうございました。

(事務局)

竹中会長、ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度第2回忠岡町環境保全審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中長時間にわたり、どうもありがとうございました。